

- ・ 3 講：文字情報支援の方法はパソコンによるものを想定。
- ・ 4 講：会場内での移動を想定した時間数。基本を学ぶ。
- ・ 5 講「文字情報支援者の心構え」に変更

<p>第4回研究委員会・研究作業委員会 平成28年3月26日 15:30～17:00</p> <p>出席者：(研究委員) 大沼・山下・橋間・小中・新谷・大河内・佐藤・三宅 (研究作業委員) 庵・渡井・宇田川</p> <p style="text-align: right;">計11名</p>
<p>経過報告</p> <p>8) 第8回研究作業委員会について</p> <p>9) その他</p> <p>議案</p> <p>8) 登録要約筆記者対象 盲ろう者向け文字情報支援者養成カリキュラム(案)について</p> <p>9) 意思疎通支援事業への組み込みについて</p> <p>10) その他</p>
<p>意見：経過報告は議案と合わせて行った。</p> <p>議案1) について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回のカリキュラム案は盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラムの見直しではない。要約筆記スキルプラスの受講で通訳・介助員の認定を受ける養成システムでもない。誤解されないような名称にする必要がある。そうすれば趣旨も明確となる。</li> <li>・ カリキュラム時間数や内容については研究作業委員会での議論を尊重。</li> <li>・ 盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラムの提示と誤解のないように修正すれば多様なアプローチも可能となる。</li> <li>・ カリキュラムを提言したあとどのようにするのか？</li> <li>・ 科研費報告書は研究テーマに関し、組織団体に議論し合意を記載するものではなく、研究者が集まって議論したところまでを学術報告としてまとめるもの。課題と将来の展望はあるが提言はないと思う。</li> </ul> <p>議案2) については質問・意見なし。</p>
<p>まとめ：【結論】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後の課題や意見の相違点も含めて報告書に率直に記載することが成果。</li> <li>・ カリキュラム(案)内容、時間数について研究委員会でも合意。</li> <li>・ カリキュラム(案)のタイトルは3人の執筆者に議論経過を踏まえて修正を任せる。</li> <li>・ 意思疎通支援事業の組み込みについては「検討したが十分な結果が得られなかった」が結論</li> </ul>

## 厚生労働科学研究費研究組織体制（委員名簿）

所属等	氏 名
研究委員会	国立大学法人筑波技術大学名誉教授（元学長） 大沼 直紀
	社会福祉法人 全国盲ろう者協会 常務理事・事務局長 山下 正知
	社会福祉法人 全国盲ろう者協会 事務局次長 橋間 信一
	特定非営利活動法人 全国聴覚障害者情報提供施設協議会 理事長 小中 栄一
	一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 理事長 新谷 友良
	研究者（東京大学先端科学技術研究センター 福島智研究室） 大河内 直之
	研究者（特定非営利活動法人 全国要約筆記問題研究会） 佐藤 匡
	研究者（特定非営利活動法人 全国要約筆記問題研究会） 三宅 初穂
研究作業委員会	社会福祉法人 全国盲ろう者協会 事務局 庵 悟
	社会福祉法人 全国盲ろう者協会 盲ろう者向け通訳・介助員 渡井 真奈
	一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 要約筆記部長 宇田川 芳江
	特定非営利活動法人 全国要約筆記問題研究会 植木 信江
	特定非営利活動法人 全国要約筆記問題研究会 小西 祥世
	研究者（東京大学先端科学技術研究センター 福島智研究室） 大河内 直之
	研究者（特定非営利活動法人 全国要約筆記問題研究会） 佐藤 匡
	研究者（特定非営利活動法人 全国要約筆記問題研究会） 三宅 初穂

## 研究委員会設置要綱

### (設置)

第1条 「平成27年度厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）研究『要約筆記による盲ろう者支援の在り方に関する研究』（以下「研究」という）を進めることを目的として研究委員会を設置する。

### (所掌事務)

第2条 研究委員会は次に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究に関すること
- (2) その他、必要と認められる事項に関すること

### (組織)

第3条 委員会は、委員10名程度で組織する

2 委員会は、全国盲ろう者協会、全国聴覚障害者情報提供施設協議会、全日本難聴者・中途失聴者団体連合会より推薦をうけたもの、学識経験者、当該研究者等により構成する。

3 必要に応じて専門部会を設置することができる

### (任期)

第4条 委員の任期は研究終了までとする。

2 欠員によって就任した委員の任期は前任者の残任期間とする

### (委員長)

第5条 委員会には委員長を置き、委員の互選によりこれを定める

委員長は委員会を代表し、議事その他の会務を総理する

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は委員長が招集する

2 委員長が必要とみとめるときは、アドバイザー等委員以外の者の出席を求め、意見をきくことができる。

### (研究作業部会)

第7条 委員会の円滑な運営に資するために、研究作業部会を置くことができる

2 研究作業部会は委員長が指名する若干名をもって構成する

3 研究作業部会は委員長から依頼された事項の調査検討、作業の経過及び結果について委員会において報告するものとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は全国要約筆記問題研究会名古屋事務所に置く

(細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める

附則

この要綱は平成27年8月29日から施行する。

厚生労働科学研究費補助金  
障害者政策総合研究事業（身体・知的等障害分野）

要約筆記者による盲ろう者支援の在り方に関する研究  
平成 27 年度 総括・分担研究報告書

発行者 佐藤 匡（研究代表者：特定非営利活動法人 全国要約筆記問題研究会）

〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦一丁目 16-13 チサンマンション錦 1102

TEL/FAX 052-218-9120

